

# 白井市の情報集約・発信支援等に関する協定書

白井市（以下「甲」という。）、株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社紙ひこうき（以下「丙」という。）は、白井市情報集約・発信支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の運営に当たり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市の見所及び文化資源並びに市内事業者、市民団体等による魅力あるイベント情報及び観光情報等を集約・発信し、「しろいの魅力」を見る化することにより、市民にとって有益な情報を取得しやすくすることを目指すと共に、地域情報の相互流通を喚起することによる地域の複合的魅力など新たな魅力の創造及び地域コミュニティの活性化を図るため、ポータルサイトにおいて、甲、乙及び丙で必要な取り決めを定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙及び丙は、ポータルサイトの設置の目的及び本協定の意義並びに乙及び丙が行う運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲、乙及び丙は、互いに協力し、信義を重んじ本協定を誠実に履行しなければならない。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、令和3年12月15日から令和6年3月31日までとする。

2 本協定の期間満了に際し、甲、乙及び丙が協定を更新しない旨の申し出がない場合、互いの意思を確認の上、さらに1年間の期間延長するものとし、以後はこれを繰り返す。

（協定事項の公表）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の期間中、甲のホームページ及びポータルサイトにおいて、本協定が締結されていることを公表するものとする。

（本業務の範囲）

第6条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲による市民等に有益であると甲が認める行政情報等の乙及び丙への提供
- (2) 乙及び丙による甲から提供を受けた行政情報等及び市民等に有益であると判断した行政情報等のポータルサイト及び提携媒体への掲載

（3）前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める業務

（業務範囲の変更）

第7条 甲、乙又は丙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定める本業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 甲、乙及び丙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲の変更に伴う費用については、前項の協議において決定するものとする。

（甲の情報提供）

第8条 甲は、本業務に必要な行政情報等をデータ形式によりインターネットを介して乙及び丙に提供するものとする。

- 2 甲は、乙又は丙が行う甲のホームページからの情報取得及び本来の情報の意図を超えない範囲での編集を承認するものとする。

（乙及び丙の情報収集）

第9条 乙及び丙は、白井市及びその隣接地域に関し、市民、市内在勤者及び市内来訪者にとって有用な公共及び民間情報の独自収集を継続的に行う。

（乙及び丙の情報受信と情報発信）

第10条 乙及び丙は、第8条により、甲から提供された行政情報等及び前条により収集した民間情報等を甲と協議の上決定した体系により、民間情報と一体として構成し、可能な限り乙及び丙のポータルサイト上及び提携媒体に掲載し、情報発信する。

（ポータルサイト機能の停止及び中断）

- 第11条 乙及び丙は、ポータルサイト機能を計画停止させる際は、事前に甲に報告を行う。
- 2 事故その他の予期しない事態によりポータルサイト機能の停止、中断等が発生した場合は、乙又は丙は速やかに甲に報告を行う。
  - 3 乙及び丙は、前項の事態が発生したときは、迅速な機能回復に努める。

（ポータルサイトにおける情報掲載の制限）

第12条 乙及び丙は、公益性のあるポータルサイトとして運営するに当たって、次に該当する情報をポータルサイトに掲載しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が政治活動、宗教活動を主たる目的とするもの
- (3) 第三者への誹謗中傷、不利益を与えるもの
- (4) 犯罪行為に結びつくと判断されるものや、法律に反すると判断されるもの
- (5) 甲の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと甲が認めるもの

(情報掲載責任)

第13条 甲が提供した情報の内容に関する責任は、甲が、乙及び丙が作成した情報に関する責任は、乙及び丙が負う。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

(情報の編集)

第14条 乙及び丙は、甲から提供された情報を、本協定の目的の範囲内でポータルサイト利用者が容易に理解できるように編集ができるものとする。ただし、本来の情報の意図を逸脱して編集したもの又はその編集に瑕疵が認められる場合は、その情報に係る責任は、乙及び丙が負う。

2 乙及び丙は、甲から提供された情報を甲の了承の上、二次利用ができるものとする。

令和3年12月15日

(著作権)

第15条 ポータルサイトに掲載された著作物に対する権利は、原則として著作者に帰属する。

2 ポータルサイト上に掲載された編集著作物に対する権利は、乙及び丙に帰属する。

3 著作権について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

甲 千葉県白井市復1123  
白井市  
白井市長

竹井喜久雄

(セキュリティ対策等)

第16条 乙及び丙は、ポータルサイトの運営に当たり、セキュリティ対策及び個人情報保護対策に万全の措置を講じなければならない。

2 ポータルサイトに対して外部からの攻撃及びウィルスへの感染が確認された場合は、速やかに甲に報告するとともに、状況の改善に努めること。

乙 千葉県船橋市西船四丁目19-3 西船成島ビル8階  
株式会社フューチャーリンクネットワーク  
代表取締役

石井丈晴

(協定の変更)

第17条 本業務に関し、本業務の前提条件又は内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲、乙及び丙は協議の上、本協定を変更することができるものとする。

丙 千葉県松戸市小山425-1 セレブラー松戸906  
株式会社紙ひこうき  
代表取締役

住田和人

(協定の解除)

第18条 甲、乙又は丙は、相互に相手方が正当な理由なくして本協定に違反したときは、文書によって通告し、本協定を解除することができる。

(協定期間終了後の処理)

第19条 甲は、協定期間終了後、当該協定が解除されたことを白井市ホームページ等により案内する。

(定めのない事項)

第20条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。